

産業廃棄物処理委託契約書（案）

令和8年（2026年） 月 日

【次の契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものを残して、他の部分を取り消し線で抹消する。】

契約区分

- 1 委託者は、委託者の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬を受託者に委託する。
 2 委託者は、委託者の事業場から出る産業廃棄物の処分を受託者に委託する。
 3 委託者は、委託者の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分を受託者に委託する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、委託者、受託者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

委託者及び受託者は、別紙＜委託業務の内容＞に記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の上記契約区分に関する業務を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に従い適正に行うため、本契約書、産業廃棄物処理委託契約約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

住所 根室市常盤町3丁目28番地
排出事業者 氏名 北海道根室振興局
(委託者) 代表者 北海道根室振興局長 清水 章弘 印 (以下「委託者」と言う。)

住所 _____
処理業者 氏名 _____
(受託者) 代表者 _____ 印 (以下「受託者」と言う。)

○ 受託者の事業の範囲

【次表の許可区分の口の該当するものに「✓」を記入し、許可品目を記入し、空欄は斜線で抹消する。】

許可等の区分	許可、契約等の内容			添付書類
<input checked="" type="checkbox"/> 許可業者（法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項の許可を受けた者）				許可証の写し
<input type="checkbox"/> 収集運搬	積込	積込場所		
		産業廃棄物許可品目・許可番号		
	特管産業許可品目・許可番号			
	荷卸	荷卸場所		
産業廃棄物許可品目・許可番号				
	特管産業許可品目・許可番号			
<input checked="" type="checkbox"/> 中間処理	処理処分の場所	許可証参照		
	産業廃棄物許可品目・許可番号	許可証参照		
<input type="checkbox"/> 最終処分	特管産業許可品目・許可番号			
	処理処分方法	許可証参照	施設の能力 許可証参照	
<input type="checkbox"/> 専ら再生利用を行う者 （古紙、くず鉄等、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者）				事業概要がわかる書面
<input type="checkbox"/> 許可を要しない者 （法施行規則第9条各号、第10条の3各号、第10条の11各号、第10条の15各号に該当する者）				指定書の写し又は事業概要がわかる書面
<input type="checkbox"/> 環境大臣の認定を受けた者 （法第15条の4の2各号、法第15の4の3各号による認定を受けた者）				認定書の写し

※ 受託者は、この事業の範囲を証するものとして、許可証、指定書の写し、事業概要がわかる書面などを委託者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとする。

産業廃棄物処理委託契約約款

第1条（総則）

委託者及び受託者は、この契約書に基づき、誠実に、この契約を履行しなければならない。

- 受託者は、＜委託業務の内容＞の契約期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

第2条 (法の遵守)

委託者及び受託者は、処理業務の遂行に当たって法及びその他関係法令を遵守するものとする。

第3条 (委託内容)

契約内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、受託者は、委託者から委託された廃棄物を<委託業務の内容>に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬する。

2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、受託者は、委託者から委託された廃棄物を<委託業務の内容>に示す方法及び施設にて適正に処分する。

第4条 (適正処理に必要な情報の提供)

委託者は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として、<委託業務の内容>の適正処理に必要な情報の欄に記入し、受託者に通知しなければならない。

2 委託者は、上記の内容以外にも、受託者の要求に応じて、適正処理に必要な情報を受託者に提供する。受託者は(社)全国産業廃棄物連合会(以下「連合会」という。)の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」(連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照)の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を委託者に対して、要求することができる。

第5条 (委託者及び受託者の責任範囲)

受託者の責任範囲は、次のとおりとする。

(1) 委託業務が契約区分1(収集・運搬)の場合は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。

(2) 委託業務が契約区分2(処分)の場合は、委託者から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。

(3) 委託業務が契約区分3(収集・運搬及び処分)の場合は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。

2 受託者は委託者に対し、受託者の責任範囲に属する業務において、その責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。

3 委託者の責任範囲は、受託者の責任範囲を除くすべてとする。

4 委託者は、委託者の責任範囲の中においてその責めに帰すべき理由により受託者又は第三者に損害が発生した場合は、委託者において賠償し、受託者に負担させない。

第6条 (危険負担)

天災地変、風水災害、その他委託者及び受託者いずれにもその責を帰することができない事由等の不可抗力によって、損害を生じたとき、その損害は受託者の負担とする。

第7条 (再委託の禁止)

受託者は、委託者から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第8条 (権利義務の譲渡等)

受託者は、本契約上の権利及び義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第9条 (委託業務終了報告)

受託者は、委託者から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、委託者に提出する。ただし、業務終了報告書は、次のマニフェストで代えることができる。

(1) 契約区分1(収集・運搬)については、マニフェストB2票で代えることができる。

(2) 契約区分2(処分)についてはマニフェストD票で代えることができる。

(3) 契約区分3(収集・運搬及び処分)については、収集・運搬業務についてはマニフェストB2票で、処分業務についてはD票で代えることができる。

第10条 (手数料・循環税・消費税・支払い)

委託者の委託する廃棄物の処理業務に対する手数料については、<委託業務の内容>(3)の表にて定める単価に基づき算出する。ただし、受託者が契約区分2(処分)若しくは3(収集・運搬及び処分)において中間処理を行う場合、その処分単価には、排出事業者である委託者が負担すべき北海道循環資源利用促進税相当額を含むものとする。

2 手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、委託者及び受託者双方の協議によりこれを改定することができる。

3 委託者の委託する廃棄物の処理業務に対する手数料についての消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は、委託者が負担する。

4 委託者は、受託者からの業務終了報告書によって産業廃棄物の処理を確認した後、受託者に確認した旨の通知をする。

5 受託者は、委託者からの通知に基づき請求書により代金を委託者に請求するものとする。

6 委託者は、受託者が運搬又は処分した廃棄物に係る代金額に当該代金額の100分の10に相当する消費税等を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を、委託者が受託者から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に根室振興局出納員勤務の場所において支払うものとする。

第11条 (履行遅延)

委託者は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金につき、年3.0%の割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

第12条 (内容の変更)

委託者又は受託者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、委託者と受託者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第13条 (機密保持)

委託者及び受託者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第14条 (委託者の任意解除権)

委託者は、次条又は第20条第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

第15条 (委託者の催告による解除権)

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第16条 (契約の解除)

委託者及び受託者は、相手方が本契約書の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができる。

ただし、委託者又は受託者から契約を解除した場合に、本契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。

なお、本項は第15条又は第20条第2項に基づき本契約を解除する場合においても適用するものとする。

- (1) 受託者の義務違反若しくは受託者の責めに帰すべき理由により委託者が解除した場合

ア 受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬若しくは処分、又はその両方の業務を自ら実行するか、若しくは委託者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある廃棄物の収集・運搬、処分又はその両方を行わしめるものとし、その負担した費用を、受託者に対して償還を請求するものとする。

- (2) 委託者の義務違反若しくは委託者の責めに帰すべき理由により受託者が解除した場合

受託者は委託者に対し、受託者のもとにある未だ処理していない廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第17条 (受託者の任意解除権)

受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

第18条 (受託者の催告による解除権)

受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第19条 (受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

2 委託者は、受託者が次の事項のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第15条又は第20条第2項の規定により当該産業廃棄物の処理前にこの契約が解除された場合。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合。

3 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者と受託者とが協議して決めた額の賠償金を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第20条第2項の規定により当該産業廃棄物の処理前にこの契約が解除された場合。
- (2) 当該産業廃棄物の処理前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに期すべき理由によって受託者の債務について履行不能となった場合。

4 第1項及び前項各号に定めがある場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

第20条 (委託者の催告によらない解除権)

委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第14条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第14条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第14条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。))

- (3) 受託者が、排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分
の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分
の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令に
おいて受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令
全てについて処分
の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定に
より取消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分
の取消し訴えが提起されたときであって当該処分
の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分
の取消しの訴えが提起されな
かった等の場合（これらの命令について処分
の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁
止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分
の取消しの訴えが提起
された場合であって当該処分
の取消し訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下のこの号
において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は受託者が構成事業者である事
業者団体に対して行われたときは処分
の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対す
る命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対
象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正
取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分
の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令
における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行
期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは
第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものである
とき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1
項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）
に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したと
き。

2 委託者は、前項の規定によるほか、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する
ことができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかで、受託者がこの契約を履行する見込みがないと委託者
が認めたとき
- (2) 第15条第1項に規定する場合によらないで、受託者からこの契約の解除の申し出を受けたとき。
- (3) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表
示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達
することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的
を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する
暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認め
られる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若し
くは常時産業廃棄物処理委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団
員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下
この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、
暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力
団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約
を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに
該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかった
とき。

第21条（不正行為に伴う賠償金）

受託者は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、
賠償金として産廃処分代金の合計額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、
独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年
公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限り
でない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない産廃処分代金に係る賠償金については、当該産廃処分代金が確定し
た都度、前項の規定中「産廃処分代金の合計額」とあるのは「産廃処分代金」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 委託者は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠
償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、この契約履行した後においても適用があるものとする。

第22条（受託者の損害賠償請求等）

受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第23条 (相殺)

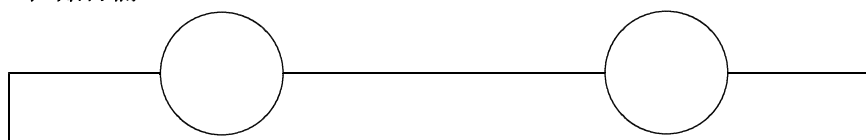
委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する手数料請求権その他の債権と相殺することができる。

第24条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度委託者、受託者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

協議事項

<許可証（写し）貼付欄>



<委託業務の内容>

【※の欄については、ア・イのうち該当しないものを文章とともに取り消し線で、空欄は斜線で抹消する。】

(1) 契約期間 令和8年(2026年)6月15日から令和9年(2027年)8月31日まで

(2) 契約区分が1(収集・運搬)又は3(収集・運搬及び処分)の場合、受託者の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	
※ ア 積替・保管を行う(下表のとおり) イ 積替・保管を行わない	
積替・保管の所在地	
搬入できる廃棄物の種類	
積替えのための保管上限	
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの許否	※ ア 混合する イ 混合しない
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において、手選別を行うことの許否	※ ア 手選別をする イ 手選別しない
有価物を抜き取ることの許否	※ ア 抜き取る イ 抜き取らない

(3) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価、適正処理に必要な情報等。契約区分が2(処分)又は3(収集・運搬及び処分)の場合の、受託者の処分、最終処分及び再生利用等に関する事項

【()内は該当する単位を○で囲む。】

	1	2	3	
産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ		
予定数量	71.5(kg・l・t・m ³)	5.65(kg・l・t・m ³)	(kg・l・t・m ³)	(合計予定数量) 77.15(kg・l・t・m ³)
収集・運搬単価	円/(kg・l・t・m ³)	円/(kg・l・t・m ³)	円/(kg・l・t・m ³)	(合計予定収集・運搬金額) 円(消費税等込み)
処分単価	円/t	円/t	円/(kg・l・t・m ³)	(合計予定処分金額) 円(消費税等込み)
処分の方法	焼却	焼却		
処分施設の処理能力				※ 焼却、乾燥、脱水などの中間処理を委託する場合も最終処分の予定施設を記入する。
処分施設の所在地				※ 適正処理に必要な情報には、上記の他、形状、主成分、混合成分、特性(有害物質、危険物、毒物・劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分、引火性、自己反応性、
最終処分(再生を含む)施設の所在地(予定地)				
適正処理に必要な情報	性状	家畜の収納容器や施設の洗浄水を活性汚泥浄化処理した際に発生する余剰汚泥	家畜の血液等の洗浄水に500倍希釈の逆性石鹼水が加わったもの	混合反応性、禁水性、発火性、爆発性、ガス発生・有害、ガス発生・可燃性、材料腐食性、有害性、腐食・刺激性、悪臭等)を記入する。
	性状の変化	液状(含水率80%程度)	なし	
	荷姿	タンク	タンク	
	混合等による変化	なし	なし	
その他取扱の注意事項	なし	なし		

